

I 目標に向けた取組の進捗に関する評価

i) + ii) の平均値  $(4.0 + 4.0) / 2 = 4.0$

4.0

i) 取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度(当年度実績)

番号	評価指標	進捗度	評点
1	特区が関与した食品の輸出額・輸入代替額等	82%	4

評価指標毎の進捗の評価の平均値  $(5 \times 0 + 4 \times 1 + 3 \times 0 + 2 \times 0 + 1 \times 0) / 1 = 4.0$

4.0

・1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。  
 (例) 評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa:5・20%、b:4・10%、c:3・70%の場合、 $5 \times 0.2 + 4 \times 0.1 + 3 \times 0.7 = 3.5$ で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ii) 取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値

4.0

II 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

i)、ii)、iii) の平均値  $(3.5 + 3.5 + 4.5) / 3 = 3.8$

3.8

i) 規制の特例措置を活用した事業等の評価

■ 規制の特例措置を活用した事業の実績及び評価

(事項)

・農業経営改善自家用貨物自動車活用事業

(概要)

・走行距離が短い等の一定の要件を満たす自家用貨物自動車について、法定点検を行い安全性が確認された場合、車検期間を1年伸長できる制度が創設された。

(規制所管府省(国土交通省)の評価)

・当該事業を円滑に進めるためには、引き続き不具合状況等のデータ収集を行い、検討に十分なデータ量を確保する必要がある。

■ 国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置

(事項)

・食品の有用性(機能性)表示制度の見直し

(概要)

・国との協議の結果、機能性に関する科学的な研究が行われている成分を含む食品については、商品に「健康でいられる体づくりに関する科学研究」が行われている旨を表示することが可能であることが確認できた。

専門家による評価の平均値

3.5

ii) 財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値

3.5

iii) 地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値

4.5

正：平成28年3月末までに計画が認定された地区／準：平成28年3月末時点では計画が認定されていない地区

### Ⅲ 取組全体にわたる事業の進捗と政策課題の解決に関する評価

(専門家所見(主なもの))

4.0

- ・フード特区機構を中心に幅広い方策が検討されており、以前と比較して格段に実績を上げている。ハラル認定の取得も評価できる。
- ・全国レベルの農産物輸出の増加に比べ、この特区の伸びは大きいと言えない。
- ・農産物輸出に向けた準備が進んでいるが、それらに関わる商業ネットワークの形成が遅れている。早急な進展が望まれる。
- ・財政支援等が一部を除いて初年度に集中しており、継続的な利用があまりなされていない。

専門家による評価(専門家の総合的な所見)の平均値

4.0

### 総合評価

I、II及びIIIを1:1:2の比率で計算  $(4.0 + 3.8 + 4.0 \times 2) / 4 = 4.0$

4.0

(注)評価に係る評点及び表記の考え方については以下のとおり。

- ・評価は5～1(評点)で行う。
- ・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
- ・進捗度以外の評価項目における評点は、5:著しく優れている、4:十分に優れている、3:適当である、2:適当であると認めるには不十分である、1:適当であると認められないとする。